

## 広島県留学生活躍支援センターボランティア制度運営要綱

(趣旨)

第1条 県内の留学生や日本人学生が地域との交流や国際交流・国際協力事業等（以下「国際交流事業等」という。）への参画を促進するため、ボランティア制度を設置することとし、その運営について必要な事項を定める。

(ボランティアの登録)

第2条 ボランティアとして登録できる者は、次の要件に該当するものとする。

- (1) 広島県内の大学、短期大学、高等専門学校に在籍する学生（日本人・留学生）であること。
- (2) ボランティア登録制度の趣旨を理解し、国際交流事業等に積極的な参加を希望する者であること。
- 2 ボランティアの登録希望者は、ボランティア登録票（様式第1号）により広島県留学生活躍支援センター（以下「支援センター」という。）へ申込みを行うこととし、支援センターは、登録内容を審査の上、登録の可否を決定し、その結果を申込者に通知する。
- 3 ボランティアの登録有効期間は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。また、年度途中で登録をした者の登録有効期間の終了日は最初の3月31日までとする。
- 4 前項の登録期間は、支援センター及びボランティア登録者双方に異議のない場合、登録期間満了後、自動的に1年間更新されるものとする。

(ボランティアの登録抹消)

第3条 支援センターは、ボランティアが次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、登録を取り消すことができるものとする。

- (1) ボランティア本人から登録取消しの申出があったとき。
- (2) 第2条第1項の登録要件に該当しなくなったとき。
- (3) ボランティア本人が死亡したとき。
- (4) 支援センターが適当と判断する手段を講じても、ボランティアと連絡の取れないとき。
- (5) ボランティアとして不適格と認められる事実が発生したとき。

(ボランティアの募集方法)

第4条 ボランティアは、派遣内容や条件を示した上で、次の方法により募集するものとする。

- (1) 第2条によるボランティア登録者への参加可否の照会
- (2) 前項による方法ではボランティアの必要数が充足できないと認められる場合は、次の方法でも募集する。
  - ア 広島留学ポータルサイトや公益財団法人ひろしま国際センター（以下「センター」という。）のホームページ等による広報
  - イ 支援センターのメールマガジン登録者への広報

(ボランティアの派遣時期)

第5条 ボランティアの派遣時期は、原則として土曜日、日曜日、祝日、長期休業期間中又は平日の授業終了後とする。

(ボランティアの活動先)

第6条 ボランティアの活動先は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 広島県内の市町、学校、自治会、学生団体、国際交流団体等が主催又は共催する国際交流事業等において、支援センターが留学生のボランティアの協力を必要とすると認めるもの

なお、単なる労働力としての活用や、公序良俗に反する内容のもの、政治活動、宗教活動又は営利を目的とした活動は派遣しない。また、個人からの依頼は受け付けない。

(2) センター又は広島県留生活躍支援センター（以下「センター等」という。）が主催又は共催する国際交流事業等の企画、準備、会場設営・イベント実施中の運営補助等を留学生又は日本人学生が行うもの

（ボランティアの派遣方法）

第7条 前条第1項第1号に該当する国際交流事業等へのボランティアの派遣を希望する団体（以下「派遣希望団体」という。）は、派遣日の概ね1か月前までに派遣依頼書（様式第2号）に必要事項を記入し、支援センターまで提出すること。

2 前条第1項第1号のボランティアに応募があった場合は、希望学生の情報を派遣通知書（様式第3号）により派遣希望団体に通知するものとし、派遣に当たっての具体的な調整は、原則として派遣希望団体が希望学生と直接調整を行う。

3 前条第1項第2号のボランティアに応募があった場合は、支援センターは、ボランティアの可否を決定し応募者に連絡するとともに、ボランティア決定者と参加に当たっての具体的な調整を行う。

（ボランティアの派遣条件）

第8条 ボランティアは、原則として無報酬でボランティア活動を行うものとする。

（ボランティア保険への加入）

第9条 ボランティアには、ボランティアの依頼先（支援センターを含む。以下同じ。）が「ボランティア活動保険」に加入し、保険料を負担するものとする。

（ボランティアの活動報告）

第10条 第7条第1項第2号によるボランティアの派遣依頼団体は、事業の終了後14日以内に、活動報告書（様式第4号）を提出するとともに、事業の内容を広報誌やSNS等で発信するものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附則

この要綱は、令和元年6月17日から施行する。